



特定社険保険労務士 原 敏昭

# 原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2  
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719  
E-mail: [harasr@agate.plala.or.jp](mailto:harasr@agate.plala.or.jp)  
URL: <http://www.harasr.com/>

## 申請受付が始まった「勤務間インターバル」導入助成金

### ◆最大 50 万円支給

2 月 15 日より、中小企業事業主を対象とした「職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース）」の申請受付がスタートしました。

本助成金は、過重労働の防止および長時間労働の抑制に向け、勤務間インターバル（休憩時間数を問わず就業規則等において終業から次の始業までの休憩時間を確保することを定めているもの）の導入に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部（最大で 50 万円）を助成するものです。

### ◆支給対象事業主は？

支給対象事業主は次の通りです（その他、資本・出資額や労働者数に関する要件があります）。

- （1）次のアからウのいずれかに該当する事業場を有する事業主であること
- ア 勤務間インターバルを導入していない事業場
- イ すでに休憩時間数が 9 時間以上の勤務間インターバルを導入している事

業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場

ウ すでに休憩時間数が 9 時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場  
（2）労働時間等の設定の改善を目的とした労働時間の上限設定に積極的に取り組む意欲があり、かつ成果が期待できる事業主であること

### ◆支給対象となる取組み

以下の取組みのうち、いずれか 1 つ以上を実施する必要があります（原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません）。

- （1）労務管理担当者に対する研修
- （2）労働者に対する研修、周知・啓発
- （3）外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング
- （4）就業規則・労使協定等の作成・変更（時間外・休日労働に関する規定の整備など）
- （5）労務管理用ソフトウェアの導入・更新

（6）労務管理用機器の導入・更新

（7）その他の勤務間インターバル導入のための機器等の導入・更新

なお、支給対象となる取組みは、「成果目標」として、事業実施計画において指定したすべての事業場において、休憩時間数が「9 時間以上 11 時間未満」または「11 時間以上」の勤務間インターバルを導入することを目指して実施することが求められています。

### ◆申請受付期限は？

都道府県労働局への申請受付は 12 月 15 日が締切日となっていますが、支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、それ以前に受付が締め切られる場合があります。

## 長期治療が必要な「脳卒中」「肝疾患」の従業員に会社はどう対応する？

◆脳卒中に罹患した労働者の両立支援にあたっての留意事項

ガイドラインでは、脳卒中等の脳血管疾患に罹患した労働者に対しての留意事項として、（1）再発等予防・治



療のための配慮、（2）障害特性に応じた配慮、（3）復帰後の職場適応とメンタルヘルスを挙げています。

（1）については、会社は、労働者から再発予防のために継続した服薬や定期的な通院等の申出があった場合には、必要に応じて配慮することが望ましいとしています。また、痛みやしびれなどの後遺症が残る場合があり、就業上の措置を要する場合があります

（2）については、会社は、産業医等と連携するなどして、障害の程度や内容に応じて、作業転換等の就業上の措置を行うことが求められます。

（3）については、脳卒中を発症し、手足の麻痺や言語障害といった後遺症に悩む労働者の中には、職場復帰後、発症前の自身とのギャップに悩み、メンタルヘルス不調に陥る場合もあるため、注意が必要としています。

### ◆肝疾患の両立支援にあたっての留意事項

ガイドラインでは、肝疾患の労働者に対する留意事項として、（1）肝疾患の特徴を踏まえた対応、（2）肝疾患に対する不正確な理解・知識に伴う問題への対応を挙げて

います。

（1）では、労働者から通院等への配慮の申出があれば、事業者は、海外出張や不規則な勤務を避けるなど、必要な配慮を検討し対応することが望ましいとしています。

また、肝硬変の症状があり、病状が進行している場合、記憶力の低下や瞬時の判断が遅れるなどの症状が出ることもあるため、身体的な負荷は小さくとも車の運転など危険を伴う作業は控える等の措置が必要なこともあるため、個別に確認が必要であるとしています。

## 連続プラスが続く「パートタイマー時給」の最近の相場

◆関東 4 都県の募集時平均時給は 1,000 円を突破

パートタイマーの平成 28 年 12 月の平均時給は、関東 4 都県（東京、神奈川、埼玉、千葉）で 1,020 円、東日本で 1,000 円でした。

職種別では、「専門・技術職」で前年同月比マイナス 88 円の 1,203 円となったほかは、「事務職」「販売・営業職」「フードサービス職」「運輸・通信・保安職」「製造・建設・労務職」「その他」のいずれもプラス 7~68 円で増額しま

した。

伸び率が高かったのは、「運輸・通信・保安職」の前年同月比プラス 68 円の 1,057 円と、「フードサービス職」の同プラス 12 円の 924 円でした。◆全体ではプラス傾向だが一部にマイナス 100 円超も

集計結果は平成 24 年 1 月から 48 カ月の推移をみることでありますが、全体で、東日本は 970 円から 1,000 円、西日本は 919 円から 969 円と、プラス傾向が続いています。

ところが、「専門・技術職」は前年同月比で東京都区部や神奈川県はマイナス 107 円、京都府はマイナス 200 円と、兵庫県でプラス 108 円となった以外、いずれもマイナスです。

◆医療・介護・保育業界の人材確保に影響が？

この「専門・技術職」とは、看護師・准看護師、看護助手、薬剤師、歯科衛生士、歯科助手、介護福祉士、介護ヘルパー（2 級以上）、保育士です。

いずれも人手不足が深刻な職種で、時給のマイナスによりさらなる悪化が懸念されます。厚生労働省では、これらの職種における処遇改善に対する助成金も設けています。活用を検討してみたいかがででしょうか。